

## 5 政令別表第1(5)項口(寄宿舍、共同住宅等)

省令第1条の3第1項(表)

居住者の実数とする。

また、新築建設中や、居住者の実数の調査が困難な場合は、下記の算定法を参考とする。

### (1) 参考算定法

「居住者」とは、寄宿舍、共同住宅等に常時居住している者をいう。

ア 住戸が1K・1DK・1LDK・1SLDKの場合は2人とする。

イ 住戸が2K・2DK・2LDK・2SLDKの場合は3.5人とする。

ウ 住戸が3K以上の場合は4人とする。

※1未満については切り捨てとする。